

2019年 1月度 昆山会月例会の内容

■開催日時: 2019年 1月 9日(水)18:00~19:00

■開催場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室 参加人数 25名

■参加役員

大島会長	○	梅田副会長	○	武田副会長	×	小林副会長	○
福島副会長	○	卞幹事役	○	伊丹幹事役	×	井田幹事役	×
小妻幹事役	○	中川幹事役	×	山本(親)幹事役	×	中岡幹事役	○
角田幹事役	×						

◇◇◇議事録◇◇◇

1) 在上海日本国総領事館「ぼったくり被害多発に関する注意喚起」

12月に入り、日本からの旅行者や出張者が、上海市内でぼったくり被害に遭ったとの相談が多く寄せられており、4万元の高額被害も発生しています。

具体的には、夜に外灘や外国人の利用が多いホテル付近などで、「安いマッサージ店がある」、または、女性に「一緒に食事(カラオケ)に行きましょう」と誘われ、店についていったところ、個室内で屈強な男数人に囲まれて法外な値段を要求され、脅迫や暴行を受けたり、数時間個室に閉じ込められたりし、1~4万元(日本円にして16~65万円程度)を支払ったとの相談が寄せられています。また、法外な値段を要求した上、客を脅し、長時間拘束して疲弊させ、最終的には当初の半額位まで要求額を落とす等の巧妙な手口で多額の料金をぼったくる例や、性的マッサージを受けた証拠を残すために服を脱がされた状態で旅券と一緒に写真を撮られて脅されるなどの例もあります。見知らぬ人の誘いに乗って、不用意に付いていくのは危険です。「ぼったくり犯に狙われている」という危機意識を持って、慎重に行動してください。また、中国では性的マッサージを含む売買春行為は違法であり、検挙された場合には治安管理处罰法の適用を受け、最高15日以内の拘留及び5,000元以下の罰金が科せられるだけでなく、国外退去処分を受け、その後中国へ一定の期間入国禁止となる場合もあります。法律を遵守し、違法行為は現に慎んでください。万一被害に遭った場合には、飲食店やマッサージ店等の場所や名前が特定できれば、被害を回復できる可能性もありますので、領収書やクレジットカードの利用控えを持参して、可能な限り速やかに公安局(110番又は派出所)に通報し、被害を届け出るとともに、当館(021-5257-4766)にもご連絡下さい。

※「たびレジ」簡易登録され、メールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メルマガ」登録され、メールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=shanghai.cn>

(現地公館等連絡先)

○在上海日本国総領事館

(管轄地域:上海市, 安徽省, 浙江省, 江蘇省, 江西省)

住所:上海市万山路8号

電話:(市外局番021)-5257-4766(代表)

国外からは+86-21-5257-4766(代表)

FAX:(市外局番021)-6278-8988

国外からは+86-21-6278-8988

ホームページ:<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

2)【離任御挨拶】片山和之・在上海日本国総領事

華東地域内各商エクラブ・日本人会代表者及び事務局の皆様

(当館が把握している今年度の代表者及び事務局の皆様、片山総領事の代理でBCCでご連絡させて頂いております)

平素より大変お世話になっております。

在上海日本国総領事館でございます。

片山和之・在上海総領事は2019年1月4日に離任することとなりました。

文面でのご挨拶となり大変恐縮でございますが、離任のご挨拶状を代理で送付させていただきます。

※「②【離任御挨拶】片山和之・在上海日本国総領事」を添付します。ご確認ください。

3) 上海 JETRO「営業秘密に関するセミナー」のご案内

華東地域日商倶楽部懇談会メンバーの皆様

新年あけましておめでとうございます！昨年は大変お世話になり、ありがとうございました。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

1月17日(木)にジェトロが「営業秘密に関するセミナー」を開催いたします。最近ジェトロにも営業秘密に関するお問い合わせが多く、おそらく多くの皆様にご関心をお持ちのテーマだと思います。(講師陣も大変豪華です！)

本セミナーでは、営業秘密の司法保護を中心として、上海市知識産権法院、上海市人民検察院、上海市公安局経済犯罪偵査総隊、上海市市場監督管理局等の諸先生より講演を賜ります。皆様の本セミナーへの御参加を心よりお待ちしております。

記

1. 開催概要

日時:2019年1月17日(木)13時30分～16時30分(13時受付開始)

会場:華東政法大学交誼楼2F(住所:上海市万航渡路1575号)

主催:日本貿易振興機構上海代表処、華東政法大学知識産権研究中心

議事内容:

13:30～13:35 開会挨拶

13:35～14:05 (1)営業秘密司法保護の難点

(損害賠償金額の算定基準、持ち出された技術情報を取り戻すことなど)

講師 何 淵 上海市知識産権法院高級審判長

14:05～14:35 (2)営業秘密刑事案件の審査基準

講師 房 長 上海市人民検察院第三分院知的財産処長

14:35～15:05 (3)営業秘密刑事捜査の立案要求

講師 喻 檬 上海市公安局経済犯罪偵査総隊二支隊 隊長

15:05～15:15 休憩

15:15～15:45 (4)営業秘密行政保護の対策

講師 韦 浩 上海市市場監督管理局競争執法 処長

15:45～16:15 (5)営業秘密保護の仕組の作り方

講師 黄 武双 上海華東政法大学知識産権学院 院長

16:15～16:25 質問応答・意見交流

16:25～16:30 閉会挨拶

2. 参加費:無料

3. 言語:中国語(※日本語同時通訳付き)

4. 定員 220名

※定員に達しましたら、締切日前でも募集を締め切らせていただきます。

5. お申込:2019年1月15日(火)までに下記リンク先のお申し込みフォーム
に必要事項をご入力・送信してお申し込みください
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcs/s190117>

6. お問い合わせ先:

ジェトロ上海事務所 知識産権・イノベーション部 担当:天野、王、陳
電話:+86-21-6270-0489(内線:1200) E-mail:PCS06@jetro.go.jp

※参加のお問合せ、申込等は添付ファイルの「③190117 営業秘密セミナーメルマガ案内」をご覧ください。

4)個人所得税法が7年ぶりに改正、総合所得への課税に

2018年8月31日、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議において個人所得税法の改正案が表決に至りました。

これにより、これまで審議されてきた改正案が正式に採択され、施行されることとなります。

改正の内容については、これまでお伝えしてきた審議の内容と大きく変更はありませんが、大規模な改正となるため、再度現行法との差異に着目して内容をまとめたいと思います。

(これまでの中国個人所得税の仕組みについてはこちら)

1. 中国内居住者の定義の明確化

現行法においては、外国人の中国での納税義務の有無は暦年単位で中国に満1年居住しているか否かという点を元に判断することとされています。

一方今回の改正案では、暦年あたり183日以上中国に居住する個人を居住者とする183日ルール
の概念が導入されました。

この点において、日本からの出張者はこれまでも中国の国内法ではなく日中租税条約に基づいて
183日ルールにより納税義務を判定するのが一般的であったため、出張者の納税義務の判定にお
いては実務上新法でも大きな変化はないものと思われます。

2. 分離課税から一部総合課税の導入

現行法では11種類の所得について全て分離課税としていましたが、そのうち給与・賃金、役務報酬、
原稿料、特許使用料の4項目の労働性所得については合算した上で同一の累進税率を適用する
総合課税となります。

さらに、上記を合算する際役務報酬、特許権使用料は費用として20%を控除した後の残高を収入
額とし、原稿料は費用として20%を控除し、それに70%を乗じた金額を収入額として計算します。
それ以外の所得については引き続き分離課税となります。

3. 所得税率の変更

給与所得の所得税率は下記の通りに変更されます。

	課税所得金額（月額） （改正前）	課税所得金額（月額） （改正後）	税率 （%）	速算控除額 （改正前）	速算控除額 （改正後）
1	1,500円まで	3,000円まで	3	0円	0円
2	1,500円超、4,500円まで	3,000円超、12,000円まで	10	105円	210円
3	4,500円超、9,000円まで	12,000円超、25,000円まで	20	555円	1,410円
4	9,000円超、35,000円まで	25,000円超、35,000円まで	25	1,005円	2,660円
5	35,000円超、55,000円まで	35,000円超、55,000円まで	30	2,755円	4,410円
6	55,000円超、80,000円まで	55,000円超、80,000円まで	35	5,505円	7,160円
7	80,000円超	80,000円超	45	13,505円	15,160円

3%から45%の7段階のまま変更はありませんが、3%～25%が適用される所得額を引き上げることで、中・低所得層にとっては大きな減税となり、本改正による減税額は総額 3,200 億円に及ぶと見込まれています。

三险一金（養老保険、医療保険、失業保険、住宅積立金）による控除額を仮に収入の 22%と仮定した場合、月額給与が 1 万元の場合の減税額は 241 円（325 円→84 円）、2 万元の場合は 1,170 円（2,020 円→850 円）となり、かなりの税負担の軽減となることがわかります。

一方 30%以上の税率が適用される所得部分については変更はないため、高税率が適用される外国人にとっては実効税率にはそれほど大きな影響はありませんが、25%以下が適用される所得部分は丸々減税の影響を享受できることとなります。

個人事業主等に適用される経営所得は、5%～35%の5段階のまま変わりませんが、各税率が適用される所得額は変更となり、35%の最高税率が適用される所得は現行の年 10 万元から 50 万元に大幅に引き上げられます。

4. 基礎控除額の増加と外国人追加控除の廃止

上記2. により 4 項目の労働性所得が総合課税となったことに伴い、基礎控除額が統一されます。これまで給与所得の基礎控除額は個人所得税法施行時の月 800 円から段階的に引き上げられ、現在 3,500 円となっていますが、本改正では更に月 5,000 円（年 6 万元）まで引き上げられることとなります。

これにより基礎控除額に満たない労働者の割合が増加し、都市部の労働人口における納税者の割合は 44%から 15%程度まで減少すると見られています。

外国人の場合は個人所得税法実施条例において 1,300 円の追加控除が定められており、計 4,800 円の基礎控除が適用されてきましたが、本改正において追加控除部分が廃止され、中国人と同じ 5,000 円に統一されます。

5. 追加控除項目の新設

上記4. の基礎控除の他、これまでの三险一金(養老保険、医療保険、失業保険、住宅積立金)等の特別控除項目は維持しながら、更に子女教育費、継続教育費、高額医療費、住宅ローン利息や住宅賃料といった生活に密接に関連する支出が新たに控除項目として新設されます。

この点、これまで外国人は通達により特別に住宅手当、食事手当、クリーニング手当、引越手当、ホームリーブ、語学研修手当、子女教育手当が免税となっていました。上記の追加控除項目の中に子女教育費や住宅賃料といったこれまで外国人のみ免税だった項目が追加されることとなったため、それに伴い外国人の特別免税規定は廃止されることが予想されます。

6. 反租税回避条項の追加

- ・関連者間取引が独立取引原則に従わず、正当な理由がない
- ・自身が支配する軽課税国に所在する法人からの配当が帰属利益よりも低い、または配当しない、
- ・その他の商業上の目的を有しない取引による租税回避

上記に該当する場合、税務局が合理的な方法により納税調整を行う権限が明確に定められました。

なお、上記の改正は3. の所得税率の変更及び4. の基礎控除額の増加については2018年10月1日より先行適用され、その他を含む改正後の新個人所得税法は2019年1月1日より全面施行されます。

所感

本改正は基礎控除額の引き上げ、低税率の適用範囲となる課税所得額の拡大、また追加控除項目の新設によりほとんどの中国人及び外国人にとっては減税効果が期待でき、歓迎すべき内容となっています。

一方で、年一回性賞与の優遇計算や外国人にのみ特別に認められていた免税手当など、中国特有の処理については個人所得税法本文ではなくそれを補完する実施条例や通達に依拠していた部分が少なからずあり、これらが本改正に合わせてどのように修正されるかにより、外国人にとってはその影響の大きさが大幅に変わってくると言えそうです。

特にこれまでほとんどのケースで全額が免税として認められてきた外国人の免税手当については、その内の大きな割合を占める家賃や子女教育費が本改正において特別控除項目として追加されることとなり、それによって今後改正が予想される実施条例において控除可能額の上限(額または割合)が別途定められる可能性が懸念されます。

一般的に駐在員の賃料は高額なことが多く、仮に上限額や給与に対する上限割合が定められるとそれを超過する可能性は高いため、超過部分が実質増税となります。

また、これまで居住期間が満5年を超えなければ国外所得について課税が免除された通称5年ルールについては、今回の全人代の審議で言及されておらず、これも今後の実施条例の改正を待つて判断することとなります。

(5年ルールの詳細はこちら)

基礎控除額の統一を含め、本改正は全体的に中国人と外国人の処理を統一する意図が読み取れるため、実施条例の改正において5年ルールが廃止される可能性もありうると思われませんが、その場合には国外所得が発生する全ての出向者の情報を収集し2019年度からの国外所得の申告に備える必要があります。

また、外資系企業の中には、居住期間満5年を超える前に一旦駐在員を本国に帰すなどの特別な人事制度を設けている会社もあり、そうした会社にとっては5年ルールが仮に廃止されなかった場合でも上記1.の中で年間183日以上居住している個人は居住者と見なされる183日ルールが国内法として明記された以上、仮に30日超連続して国外に滞在した場合でも連続する5年の居住期間の計算はリセットされないこととなり、出向期間を継続しながら5年ルールを回避するのは極めて困難になるため、上記の特別な人事アレンジメントは改訂を余儀なくされることとなります。

年一回性賞与の優遇計算方法も中国の年度末に業績賞与を支給する慣例に配慮した一定の合理性は認められるものの、上述の通り通達に依拠した制度であり、実務上は地域ごとに細かい計算方法に差異が見られることから、申告実務のバラつきや間違いが非常に多い論点でもあり、本改正に合わせて廃止される可能性も否定できません。

(年一回性賞与の計算方法はこちら)

上記を総括すると、これらはいずれも外国人にとっては有利な規定であったため、その一部或いは全部が廃止されることにより、全体として減税は実現するものの外国人に限ってみれば大幅な増税となる可能性も依然として残っており、今後の動向を引き続き注視する必要があります。

5) 継続懸案「**税収居民身分声明文件**」について

外国人は、各銀行にて、これを登録するように案内が来ています。登録しないと、1月より、銀聯機能(UNION PAY)、支付宝、WechatPay、日本での引出が出来なくなるようです。中国国内での入出金のみは問題ないようです。また、各銀行での対応も、いつものパターンで、それぞれ異なるので、混乱しています。

この件においては、昆山会役員が実際に銀行に出向き、手続きをしようとした経緯の中で、各銀行、各支店においても対応が違い困惑しているのが現状です。

登録申請をしないと1月から銀聯機能が使用できないとの情報がありますが、今のところ確認できていません。

■参加会員からの意見

- 各銀行での対応がまちまち
- 必要情報も各銀行によって違う(基本的にはパスポート情報、中国の納税ナンバーなど)
- 今のところ手続きを行ってなくても支障は出ていないようです。

この件に関しましては、引き続き情報を収集しますのでご協力ください。

6)新会員、新規駐在員及び帰国会員ご紹介

◆新規会員

▼日世(昆山)食品有限公司(ニッセイシヨクヒン) 田中敏行部長
昆山市洪湖路 399 号 0512-5761-1619
ソフトクリームミックス及びコーンカップの製造・販売
www.nissei-china.cn

▼上海太瑶自动化科技有限公司(タイヨージドウカカギ) 王沁 氏

上海市长宁区中山西路 1065 号 SOHO 中山广场 B 座 1908A 室 021-2230-5130

組立機、画像検査機などの自動機;プレス型、成型型;量産;IoT
<http://www.taiyoaquis.cn/>

◇帰国会員

▽昆山三裕机械有限公司 川原茂樹 総経理

私事ですが今月に日本に帰任が決まりました。

後任は下記の平栗が新総経理で1月初旬より赴任いたします
5年間大変お世話になりました。

昆山日本人会のますますのご発展をお祈りしています。

7)在上海日本国総領事館発行「総領事館緊急メールマガジン」への登録の勧め

昆山日本人会において、領事館発行の「総領事館緊急メールマガジン」の取り扱いについて。
2010年6月までは、この「総領事館緊急メールマガジン」が発行された場合、昆山日本人会会員へ
転送していましたが、7月以降は月例会議事録には掲載いたしますが、都度の転送はいたしません。
非常に重要な情報もありますので、駐在員の方は「総領事館緊急メールマガジン」への登録をお勧め
めします。

◆総領事館緊急メールマガジン

配信御希望の方は下記 URL にアクセスし、登録をお願いします。

総領事館緊急メールマガジン登録ページ

http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shanghai_cn.html

8)各同好会・会員交流のお知らせ

■同好会の最近の活動状況

▽ゴルフ

今年の昆山日本人会ゴルフコンペは 4 月、11 月の第一日曜日、年二回を予定しております。
(今年から年二回に変更)
4 月の予定は、旧正月明けに配信予定。

◆連絡先 多富電子(昆山)有限公司 梅田 広治
186-0626-9101 k-umeda@pub.ks.js.cn

▽ソフトボール

4 月より江蘇省リーグが開幕。蘇州 3 チーム、無錫、昆山、各 1 チームの合計 5 チームでリーグ戦を行っています。

今年から昆山の台湾リーグにも参戦。

江蘇省リーグ以外も、月に 1~2 回程度練習等を昆山で行っております。会社内で興味がある方がおられましたら紹介をよろしく申し上げます。

- ・練習場所:未定
- ・練習日時:日曜日(不定期開催、月3回程度)午前9時~午後12時
- ・参加費: 飛び入り参加の場合は 1 回 50 元。会員登録の場合は年 1000 元の会費を徴収いたします。

◆連絡先 :小橋 知洋(星光樹脂製品(昆山)有限公司) 152-5016-7890
kobashi@starlite.cn まで 事前確認下さい。

▽テニス

毎週練習していますので興味ある方はぜひ覗いてみてください。

場所:陽光世紀花園内テニスコート(長江北路 大型スーパー易初愛蓮(ロータス)の対面南側)

- ・木曜日 ナイター(18:00~21:00)
- ・土曜日 13:00~17:00
- ・日曜日 13:00~17:00
- ・参加費:参加毎に40元を徴収いたします。

◆連絡先 衣川 進氏
kinugawa@nfnf.cn まで事前確認してください。

▽サイクリングクラブ

昆山日本人会自転車クラブでは仲間を募集しています。のんびりと童心にかえて自転車散歩してみませんか? きっと新しい発見があるはずです。自転車もママチャリで大丈夫。入会金・会費等は無料です。毎月 2 回(第一土曜日、第三日曜日) 60km程度のツーリングを予定しています。興味がある方はメールを下さい。のんびりとお待ちしております。ご興味のある方は下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 伊丹氏

▽昆山会 OB 会、OG 会

昆山に駐在経験があり、現在は日本に戻られた OB、OG のメンバー（関東方面）が日本で懇親会を開催しています。ご興味のある方はご連絡ください。

◆連絡先 関東支部まとめ役 大沢氏 t-osawa7-7@ezweb.ne.jp

▽フットサル同好会

基本的に毎週土曜日か日曜日に練習、試合等を実施。参加申し込み、お問い合わせ下記連絡先へお願いします。

◆連絡先 園田 範 氏 17365379673 We Chat ID: Sonoda-han

▽女性の集い

昆山在住の日本人女性も少なくなり、約 20 名程度です。月一回（不定期）日本人どうして集まり情報交換をしております。また、中国、台湾の女性も参加する集まりも不定期で開催しております。

◆連絡先 徐 奈緒子 torazou21@hotmail.com 黒田 桂子 kuroda-ks@hotmail.com

▽釣り同好会

月に一度、月例会を行っています。活動場所：昆山、蘇州、上海近辺。活動時期：3 月～11 月。詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 赤崎 恒太郎 k_hashiretoto@yahoo.co.jp

▽昆山ミュージックフレンズ

フォークソングからハードロックまで、アマチュアバンドを組んで音楽を楽しみませんか？未経験者、聴くだけの参加も大歓迎です。勿論、国籍、年齢、性別は問いません。

上海、蘇州で開催されている日系バンドのライブ情報なども発信しています。

◆連絡先 石川 氏 z33_white@yahoo.co.jp

▽昆山日本人会ブログ

中国の閲覧規制のかかってしまった、当会サイトでしたが、新しく立ち上げました。会員同士の情報収集、意見交換等にお役立てください。

■昆山会のブログ等のサイト

Blog <http://kja.seesaa.net/>

9)次回定例会のお知らせ

次回定例会(2月度)

日時: 2018年2月13日(水)第二水曜日 18:00~

場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室

昆山市前進中路48号麗景花園

TEL0512-5731-7149

■2019年司会進行役一覧表

1月司会進行役	大島会長	7月司会進行役	小妻幹事役
2月司会進行役	伊丹幹事役	8月司会進行役	梅田副会長
3月司会進行役	卞幹事役	9月司会進行役	武田副会長
4月司会進行役	井田幹事役	10月司会進行役	小林副会長
5月司会進行役	中川幹事役	11月司会進行役	中岡幹事役
6月司会進行役	山本幹事役	12月司会進行役	角田副会長

■昆山日本人会新規会員登録について

2017年4月から諸般の事情で、昆山地域以外に会社がある方、またはお住まいの方以外の新規会員登録は、新たな制限を設けることになりました。

役員の推薦のある方、または定例会に3回以上参加されてからの入会案内になります

また、昆山会の活動に積極的に参加される意向がある方。名簿等を使い、闇雲に営業活動をしないと約束できる方。のみの登録となりますのでご理解ください。

いずれも最近営業目当ての入会申し込みが多く、上記のような対応を取らせていただいております。ご了承ください。

編集 : 昆山日本人会事務局 福島 幸治

MB 139-1574-9233

E-mail fwgh4006@yahoo.co.jp

本資料に掲載されている写真、記事等を複製、販売、出版、配布及び変更を加えて表示することを禁じます。コンテンツの複製等をご希望の方は昆山日本人事務局までご連絡ください。
